

新興国等における脱炭素化・エネルギー転換に資する事業委託費

令和6年度概算要求額 **7.6億円（8.0億円）**

資源エネルギー庁長官官房国際課

事業の内容

事業目的

本事業は、新興国等において、省エネルギー・再生可能エネルギー等の関連法制度の導入による事業環境整備や、政策対話等を通じたニーズ把握等を行うことで、我が国の関連技術の普及・展開を促進し、各国の脱炭素化・エネルギー転換に貢献することを目的とする。経済成長やエネルギー需要の増加が見込まれる新興国等における脱炭素化の取組は、世界のカーボンニュートラル実現に向けた鍵となるとともに、エネルギー需給ひっ迫の緩和や、我が国のエネルギー安全保障にも貢献する。

事業概要

事業目的の達成に向けて、以下の取組を行う。

①新興国等を対象とした人材育成、政策対話

対象国政府関係機関への専門家派遣や、我が国の先進技術等を有する企業等における対象国政府関係者等の受入研修、並びに対象国政府機関等との政策対話を実施する。

②二国間・多国間枠組への参加を通じた情報収集・分析

国際会議等への参加を通じ、各国の動向や取組に関する情報を収集・分析する。

③アジア等における案件形成に向けた調査分析、情報発信、ワークショップ開催、官民ミッション派遣等

各国の動向・取組等の調査・分析や、情報発信・ビジネスマッチング等を通じ、脱炭素化・エネルギー転換に資する案件の形成に繋げていく。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



相手国政府による省エネ・新エネ・脱炭素環境整備を支援
(受入れ研修、専門家派遣、政策対話等の実施)



⇒諸外国の制度形成支援による制度環境整備を図ると共に、これを通じて、相手国のニーズ把握や政府間のネットワーク構築を図る。

成果目標

日本への研修生受入れや専門家派遣などを通じ、ASEAN10か国全てにおいて省エネルギー・新エネルギー等の関連法制度が導入されることを目指す。